

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
会津若松市	湊地区(四ツ谷)	令和3年2月15日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	43.80 h a
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	38.80 h a
③地区内における10年後までにリタイヤ・規模縮小を希望する農業者の耕作面積の合計	10.22 h a
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	10.22 h a
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	—
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	35.00 h a
(備考)	

2 対象地区の課題

<p>■人</p> <ul style="list-style-type: none"> ○集落内の認定農業者は1名。その他、近隣集落の個人と法人合わせて3者が入作している。 ○集落内における専業・兼業農家は高齢化している。 ○近隣集落の法人が耕作している農地が多く、集落内の担い手・後継者の確保が必要。 <p>■農地</p> <ul style="list-style-type: none"> ○主な耕作作物は水稲。 ○地盤が深く、土壌湿度が高いため、転作作物は慎重に選定しなければならない。 ○今後予定されている国道の移設によって農地の減少が見込まれる。
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>【10年後の農地利用の在り方に関する基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○集落の農地を一手に担う集落営農法人の設立に向けて検討を行う。 また、法人設立後も安定して経営可能な体制と経営面積の確保、作付内容の検討を並行して行う。 ○利用権設定による賃貸借のほか、農地中間管理事業を積極的に活用し、農地の集積・集約化を進める。 ○集落内農地の集約後、余力がある場合には、近隣集落への出作も検討する。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

① 集落営農法人の設立検討

- 集落の農地を一手に担う法人の設立に向けて集落内で協議を進める。
- 法人設立後を見据え、経営農地や作付する作物の検討を行う。
例えば、多湿でも生育可能なサトイモやレンコンの栽培を検討していく。
- 法人を持続的に運営するため、若手従業員の確保に積極的に取り組んでいく。
具体的には、新規就農希望者の積極的な受け入れのほか、ハローワーク等を通じた従業員の募集を行っていく。
- 豪雪地帯であることから、冬期間の耕作は不可能であるため、収入確保のための方策を検討し、具体化していく。

② 農地中間管理機構の活用

- 法人設立後の貸借にかかる事務の軽減を図るため、農地中間管理機構を活用した貸借を推進する。
- 現行の利用権設定による貸借を適宜農地中間管理機構を介した貸借に切り替えを推進することを基本とするが、出し手の意向に沿った貸借によって集積を進めていく。

③ 多面的機能支払制度への取り組みの継続

- 農地の多面的な機能を維持し、集落内農地を集落で守っていく意識の醸成のため、多面的機能支払制度は継続して取り組む。
- 組織体制や保全活動については、担い手だけでなく、集落全体で可能な範囲で協力をいただき、集落全体で協力して運営していく。

④ 集積・集約化しない農地の対応

- 担い手へ集積・集約化しない農地は、引き続き自家用野菜の生産等の手法で活用していく。
- 自給的農家については、農業繁忙期に担い手へ協力するなど、集落が一体となった農地維持に取り組む。